

大規模・中規模開発事業見解書

24年 7月 00日

(宛先) 鎌倉市長



事業者 住所 横浜市戸塚区平戸町559
 氏名 株式会社カサハラ企画
 代表取締役 笠原 秀正
 電話 045-824-1518
 住所 横浜市神奈川区片倉1-30-40
 代理人 氏名 有限会社恒企画 相川 正人
 電話 045-488-0207

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域	地名地番	鎌倉市笛田五丁目1988番1の一部ほか13筆
	面積	9945.60 m ²
意見書番号	意見書に対する見解	
24-1-1	別紙の通り	
24-1-11		

(注) 大規模開発事業基本事項届出書又は中規模開発事業土地利用方針届出書の提出時の添付図面から変更を生じる場合は、図面を添付してください。

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の計画や作業の進行状況に合わせてながら、必要に応じた説明会を開催されることを要望します。 また、町内会等から声が上がった場合には説明会を開催することを要望します。 ・ 予定されている公園の位置が住民の死角になります。利用者の保安の観点、子どもの健全育成の観点、また、災害時の活用の観点から、開発区域の入り口近くに配置することを要望します。 ・ 公園の遊具の選定およびその配置については、町内会・子ども会の意見を取り入れることで、市担当課と調整されることを要望します。 ・ 町内会自主防災備蓄倉庫用地の提供を切望します。 ・ 町内会用広報板の設置を要望します。 ・ 安全対策および防犯対策のための街灯の設置を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前には、工事の説明会の開催をいたします。作業計画、進行状況に合せた形での説明会等については、その都度しかるべき対応を町内会様との調整を図りながら考えてまいります。 ・ 公園の位置につきましては、現計画を基本計画と考えて進めさせて頂きたいと考えております。 新たに設ける公園を隣接する市の所有地の山側へ設置する事により、連続した緑化が形成されるように出来る限りの計画を講じたいと考えております。 何卒、ご理解を頂ければと思います。 ・ 遊具の選定および配置については、町内会様・子ども会様の意見を取り入れながら、出来る事、出来ない事もございますが、出来る限りの検討をさせて頂きたいと思っております。その上で、市担当課との調整を図ってまいります。 ・ 市担当課との調整を行い、可能な箇所が出来るのか協議を行いながら検討をしてまいります。 ・ 市担当課との調整を行い、可能な箇所が出来るのか協議を行いながら検討をしてまいります。 ・ 街灯の設置を行います。街灯の設置箇所については自治会様との協議をさせて頂きたいと考えております。

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全確保のため、出入り口等にカーブミラーを設置することを要望します。 ・ ごみ置場（クリーンステーション）の設置数を3か所ほどに増やすことを要望します。 ・ テレビ放送の電波障害が発生した場合には、トラブル防止に向けて適切な対応を図ることを要望します。 ・ 生活道路・電線の確保等については、関係住民と十分な協議・調整を図られ、関係住民の日常生活に支障をきたさないようにされたい。 ・ 祭礼等行事の遂行に支障をきたさないよう、工事のスケジュールを組まれたい。 ・ 開発にあたっては、周辺環境との調和した景観に配慮されることを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーブミラーの設置が必要な箇所等も含めて、市担当課との協議を行ってまいります。 ・ ごみ置場（クリーンステーション）の設置については、検討をさせていただきましたが、当初からの計画である調整池付近の1か所で考えさせて頂ければと考えております。ただし、市担当課との調整を図り本計画の区画数に必要な面積を確保してまいります。 ・ テレビ放送の電波障害が発生した場合には、ご連絡を頂きたいと思いません。その都度、状況の確認をさせて頂き対応してまいります。 ・ 生活道路の利用者様との調整を図ってまいります。 また、電線の確保については、東京電力株式会社との協議を重ねて関係住民の皆様のご日常生活に支障をきたさないように調整を図ってまいりたいと考えます。 ・ 祭礼等行事の遂行に支障をきたさないよう、配慮してまいります。 ・ 出来る限りの周辺環境と調和した景観づくりを検討してまいりたいと思いません。

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事車両の通行に当たっては、安全確保のために万全の対応を図ること。特に児童生徒らの通学時間帯における安全対策に万全の対応を図ること。 ・ 周辺住民および通行車両の通行に支障をきたさないこと。 ・ 安全確保、また、交通渋滞を起こさないために、周辺道路などで工事車両の駐車や待機はしないこと。 ・ ガードマンの配置や工事車両の通行経路などの安全対策については住民へ計画を出すなど情報提供を行うとともに住民の声を取り入れること。 ・ 静穏な生活環境確保のため、十分に配慮すること。日祭日の作業は行わないことを要望します。土曜日については基本的に静穏を害する作業は行わないことを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事業者が確定いたしましたら、通学時間帯も含めて安全対策への検討を行います。 ・ 工事業者確定後、工事施工方法の確認を行いながら、どの様な対策を講じることが有効なのか検討を行います。 ・ 計画地周辺道路での駐車、待機を行わない様に工事業者が確定をいたしましたら、どの様な対策を講じることが有効なのか検討を行います。 ・ 工事業者確定後、住民の皆様のご意見を参考にガードマンの配置、工事車両経路などの安全対策を講じてまいりたいと思います。また、情報提供を行うにあたり情報提供の方法等を町内会様と調整をいたします。 ・ 工事業者確定後、周辺への出来る限りの配慮を行う様にいたします。作業休日等のご意見等も含めて検討を行ってまいります。工事説明会の際に工事業者も含めて、お話し合いをさせて頂ければと思います。

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音、振動、土ぼこりの発生等周辺環境に影響を与える機械の使用に当たっての作業時間は準備から掃除・後片付けを含め、9時から17時とすることを要望します。 ・ 騒音、振動、土ぼこり等の発生により、周辺住民等からの苦情を発生させないように十分な配慮をされること。また、苦情が発生した場合には、誠意をもって対応すること。 ・ 工事または工事車両等の振動により、家屋、構造物等に被害が出る可能性がある区域については希望者に対し、事前の現況調査を実施することを要望します。また、被害があった場合は誠実に補償すること。 ・ 工事中の散水や雨水等から生じた排水については、下流の住宅等に迷惑にならないようにすること。 ・ 本工事に起因する河川等への増水によって、周辺住宅へ浸水等の被害を発生させないようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺環境に影響を与える機械の使用時間帯及び別作業時間等について、工事説明会の際に工事業者も含めて、周辺住民の皆様とお話し合いをさせて頂ければと思います。 ・ 騒音、振動、土ぼこり等の発生に対しての十分な対策を、工事業者確定後に検討してまいりたいと思います。また、苦情が発生した場合には、出来る限り速やかに誠意をもって対応してまいります。 ・ 工事説明会の際に、家屋調査範囲を調整させて頂ければと思います。また、工事に起因して被害が生じた際の補償については、その都度対応させて頂ければと思います。 ・ 工事中に発生した排水については、下流の住宅等へ迷惑がかからないように、十分な措置を講じて工事施工にあたる様にいたします。 ・ 本工事に起因する河川への、雨水排水接続については、市担当課との協議を行い、周辺住宅への浸水等の被害が生じないように、計画をしてまいります。

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-1	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の排水対策については、大雨や突風も考慮に含め、洪水や土砂崩れ等の災害を発生させないように万全の対応を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本計画の雨水の排水対策については、調整池を設置いたします。調整池は市基準による600m³/haの対策量を検討させて頂いております。 haあたりの流出係数を0.5と考えており、5年確立で、49mmの雨が2.5時間継続したものと定められております。 但し、開発区域内の排水量及び河川の排水能力を市担当課と協議を行いながら、河川への負担を考慮し調整池からの排水量の調整を協議してまいりたいと思います。 調整池の構造についても、市担当課との協議を行いながら構造計算を検討してまいります。 何卒、ご理解を頂ければと思います。

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-2	<p>1. 元三貴園登り口私道について 立石橋から元三貴園へ至る道路は入り口側より一部が私道(■■■■所有)、公道(一部)、私道(カサハラ企画)という形態であり、住宅地脇の公道を利用する通行人が私道(■■■■)を使用し通行しているのが現状です。この問題を解決するため、市側へ対応を求めたところ、「今後、開発等がある場合において開発計画に合わせ協議したい」との回答があった。このことから、市道路整備を含めた対応方を要請します。</p> <p>※(都市整備部道水路管理課 平成16年3月4日土地境界査定結果通知 道路整備課改良維持担当係長以下2名 平成16年7月8日現地9時立会い)</p> <p>※(道路使用承諾書、平成21年9月30日■■■■)</p>	<p>1. 市担当課との協議を行い、どのような対応が出来るのかも含めて、調整をさせて頂きたいと思います。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-2	<p>2. 元三貴園私道の排水路（側溝）の整備について</p> <p>現在、排水路が破損し、また、一般的に土砂で埋まっている現況です。このため、樹木の枯れ葉、塵あい等が降雨時に坂道の道路上を流れおち、立石橋交差点から水道路下方へ流れ雨上がりには門前にゴミがたまり、降雨後は道路の清掃を行っているのが状況です。</p> <p>水道路下方の排水口は枯れ葉等のゴミでふさがり雨水が溜り強雨時には道路冠水となり、歩行者（学童含む）の妨げとなっていますので排水路の改修整備を切望します。</p>	<p>2. 排水路の改修整備を行いたいと考えております。</p> <p>市担当各課との調整を行い、改修整備の措置を講じてまいりたいと思います。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-2	<p>3. 立石橋交差点の交通安全対策について</p> <p>開発にあたり立石橋交差点の水路（一部）が拡幅（6 m）されますが、交差点から下方向への道路は従来の狭隘道路幅員となり交通事故（車両、工作物等）の発生が危惧されます。現況の通行状況においても、県道から流れる車両の通行量も多くトラブルが発生しています。このため、幅員変更「路状障害物に接近」を車両の運転者に知らせるための標識（反射鏡）並びにガードレールを設置し安全に通行（特に夜間）できる道路形態にさせていただくよう切望します。</p>	<p>3. 安全対策を含めた形で、道路線形、必要に応じた安全施設の設置等の協議を市担当課と行ってまいります。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-3	<p>1. 宅地No.5、6、7及び8の石積擁壁に沿った水路が計画されており、その流末として市の水路への繋がりが予定されていますが、現状ではその繋ぎ部分と思われる約20mの間は水路がなく、崖下の岩の上あるいは路面を水が流れている状況です。宅地開発により従前以上に水量が増えることと考慮併せ、この間の水路の設置を要望します。</p> <p>さらに、大雨の際、開発地域内の谷間を盛土する計画地域と周辺から流れ出る水量はかなりの量であるため、極力、幅のある水路の設置を要望します。</p>	<p>1. 宅地No.5、6、7及び8の石積擁壁に沿った水路については、改修工事を行い水路敷きの復元の計画をしております。</p> <p>雨水の流末としては、開発区域内に新たに築造する道路内の雨水本管への接続することで、市担当課と調整を行ってまいりたいと考えております。</p> <p>排水溝の幅については、市所有の水路ですので、市担当課との協議を行い計画してまいります。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-3	<p>2. 今年7月に三貴園家屋の解体が予定されていると聞いています。当家屋から直接距離で約70mほど離れた自宅では庭を利用して僅かながらトマト、イチゴ、ブドウを栽培しておりますが、毎年、アライグマ、ハクビシンの被害に遭い、市役所から借りた捕獲檻でのこれらの捕獲数は、過去6年間で10匹程となっております。これらが辿ってくる道は、足跡から推測し永年空家であった当家屋からと考えています。あいにく付近にはこの他に空家があり、三貴園家屋の解体でこれらに移り住むことも十分見込まれますので、事前にこれらの徹底した捕獲を要望します。</p>	<p>2. 市担当課との調整を行い、必要な手続きを行い、捕獲を行ってまいりたいと思います。</p> <p>捕獲した際には、担当課への連絡を行い必要な措置を行って頂くようにいたします。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-4	<p>事業者が市に提出した大規模開発事業基本事項届出書の中の「環境及び景観に関する報告書」には、動物について、「貴重種の生息及び重要種の生息の可能性は低いと考えられる。以上から特段の措置は講じる予定はありません」と記載され、</p> <p>植物について、「調査段階では、貴重な植物は確認できていません」と記載されています。</p> <p>貴重種、重要種でなくても、小鳥等の普通の動物が生息できる環境は大切であり、できるだけ樹木は残していただきたいと思います。</p> <p>植物は、貴重な植物でない普通の樹木も大切です。これだけ大きい森は貴重なので、できるだけ残していただきたいと考えます。</p> <p>生態系について、「宅地内緑化、既存緑地付近への公園設置を行い、生態系維持の計画を講じます」と記載されています。</p> <p>現存する樹木をすべて伐採して、宅地内緑化25%以上にしても、生態系は維持できないと思います。どのようにして生態系維持するのか、具体的な計画を示してください。</p>	<p>本計画について、現計画を基本と考えて進めさせて頂きたいと考えておりますので、開発区域内に既存樹木を残す事は、申し訳ございませんが厳しいと考えております。</p> <p>生態系維持については、基本的に新たに設ける公園を隣接する市の所有地の山側へ設置する事により、連続した緑化が形成されるように出来る限りの計画を講じたいと考えております。</p> <p>何卒ご理解を頂ければと思います。</p> <p>尚、公園等の植栽の選定等については、市担当課との協議を行い少しでも生態系の維持の措置を講じてまいります。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-5	<p>① 三貴園跡地開発に伴い約50年以上生活道として使用していた道が宅地計画図の5番宅地になる計画です。</p> <p>元地主と売り先の■■■■と■■■■との間いだに取り交わした道路掘削承諾書をいただいております。防災上でも避難通路は何通りかあると安全です。6/23(土)に㈱カサハラ企画さんと協議し宅地番号5と6番の間いだ通路を使用する事になりましたがやはり道路掘削承諾書通り生活道の現状維持か車の入れる接道を希望します。</p> <p>② 宅地計画図8番宅地左側に設けられる階段ですが誰れでも通行出来れば防犯上非常に不安です。鍵のかけられる門柱の施行と車止めの設置をお願いします。</p> <p>又、8、22、23番宅地に隣接する宅地側の道路にはガードレールの設置をお願いします。</p> <p>宅地計画図8、23番の隣接する宅地の擁壁は6/23(土)㈱カサハラ企画さんに確認したところ3m位の計画と伺いました。</p> <p>隣接する宅地に近く、又高すぎます。擁壁は崩壊しないとは思いますが防災上2m位の高さなら安心出来ますので擁壁は2m位でお願いします。</p>	<p>① 通路の確保について、調整をさせて頂ければと考えます。</p> <p>他、地権者様等との協議内容も含まれてまいりますので、どのような対策を取れるのかも含めて、今後ともお話し合いをさせて頂きたいと思えます。</p> <p>② 門柱の設置について、今後検討をさせて頂ければと思えます。</p> <p>ガードレールを道路沿いに設置いたしますと、各宅地への車両出入りが困難になりますので設置を行うことが困難です。</p> <p>擁壁の位置、高さについては、現状の基本計画で進めてまいりたいと考えております。何卒ご理解を頂ければと思えます。</p> <p>尚、宅地と隣接地の高低差の転落防止対策について、今後検討をしてみたいと思えます。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-5	<p>③ 宅地計画図の8番宅地には現在消火栓がありますが消火栓に行く途中にバリケードが設けられ使用不能になっています。 使用出来る様、早期の改善をお願いします。 又、隣接する住民にも万が一に備え現在ある位置に消火栓をお願いします。</p> <p>④ 計画地内の公園について奥すぎて住民の目が届かず不良の溜り場になる可能性があります。公園の擁壁上部は急斜面地で何年か前に台風でガケくずれが発生しています。 法面施行を行う様ですが子供達が遊ぶには、とても不安です。 もっと通り面した場所に公園を作ってください。</p>	<p>③ 消火栓が利用を出来る様に、災害時にはバリケードを取れるように簡易な物としております。 災害が生じた際には、破壊しても問題がないことを消防署へ伝えてまいりたいと思います。 本計画における、防火水槽、消火栓の位置については、市担当課との協議を行い、設置位置の確定をしてまいりたいと思います。</p> <p>④ 公園の位置につきましては、隣接する市の所有地の山側へ設置する事により、連続した緑化が形成されるように出来る限りの計画を講じたいと考えており、現状での基本計画で進めてまいりたいと考えております。 崖面については、間知擁壁での施工を計画しておりますが、市担当課との安全性について協議を行ってまいります。 何卒ご理解を頂ければと思います。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-5	<p>⑤ 調整池について毎時何m³の雨量があつたら調整池が満杯になるのでしょうか？ここ数年の傾向としてかなりゲリラ豪雨が降っています。もっと余裕のある調整池を設置して下さい。</p> <p>⑥ 作業日程に関して、月曜日～金曜日の作業を希望します。休みは、土、日、祝祭日、正月、お盆の作業はしないで下さい。 作業時間は9：00～17：30頃でお願いします。</p> <p>⑦ 開発区域内の22、23番に隣接する宅地は大雨が降った場合かなりの地下水（湧き水）が出ます。隣接する宅地は開発区域より下側になるので十分な地下水（湧き水）、雨水の処理をお願いします。</p>	<p>⑤ 調整池の容量につきましては、市基準による600m³/haの対策量を検討させて頂いております。 haあたりの流出係数を0.5と考えており、5年確率で、49mmの雨が2.5時間継続したものと定められております。 調整池の容量については、上記のとおりとなります。 但し、開発区域内の排水量及び河川の排水能力を市担当課と協議を行いながら、河川への負担を考慮し調整池からの排水量の調整を協議してまいりたいと思います。 何卒、ご理解を頂ければと思います。</p> <p>⑥ 工事業者が確定致しましたら、作業日程、作業時間等について、工事説明会の際に工事業者も含めて、周辺住民の皆様とお話し合いをさせて頂ければと考えております。</p> <p>⑦ 既存水路の改修工事を計画し、開発区域内へ新たに設ける雨水本管への接続の検討を市担当課と調整してまいりたいと考えます。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-7	<p>■■■■ 事業区域の雨水を排水する計画ポイントの水路（以下「A」という）の■■■■および■■■■の2項道路（以下「B」という）ならびにBの南側に隣接する水路（以下「C」という）を■■■■</p> <p>意見内容</p> <p>1. Aは、俗称「水道みち」から4m以上の落差があるため、事業区域からの排水の音が騒がしくならぬ措置を講じて欲しい。</p> <p>2. ①Aの上流部のほうが川幅・水深があります。Aが狭隘であるため、現在でも冠水一歩手前まで増水しております。事業計画の雨水または土管などにより雨水の流れが悪くなったり、水量そのものが増えることで、冠水することがないように措置を施して欲しい。</p> <p>②Cについても、大雨の場合は冠水一歩手前となっております。Aの水嵩が増すことで、Cの流れが悪くなると推量します。BおよびBに隣接する住宅敷地が冠水することのないように措置を施して欲しい</p>	<p>1. 調整池から、当該水路への排水管の取付位置の高さについて、頂いたご意見を市担当課へ伝え、協議を行い検討してまいります。</p> <p>2. ①本事業計画では、雨水調整池の設置をいたします。調整池から放流される水量については、事業区域内から調整池に流入される水量と当該河川の排水能力を市担当課と検討を行いながら、調整をしております。</p> <p>②上記の通り、調整池の設置を行ってまいります。また、市担当課との協議を行いながら検討を行ってまいります。</p>

<p>24-1-7</p>	<p>3. ①事業区域のメイン道路が A に向かって傾斜していることから、雨水が俗称「水道みち」を超えて流れ込まないかを心配しております。側溝や雨水枡の設置を検討されていることと存じますが枯葉等により機能しなくなることも想定されるため、水道みちの水路側に衝立状のものを設置するなどの措置を施して欲しい。衝立状のものは現在もありますが現状より高くなればなお良いと存じます。</p> <p>②俗称「水道みち」に水溜りができないようにして欲しい。 との高低差から、水溜りの水が車両の通過により跳ねてくると困ります。 事業区域の問題ではないと存じますが、工事期間中の配慮をお願いしたい。 また、俗称「水道みち」に何らかの工事を行う場合は、この対応措置を願いたい。</p>	<p>3. ①開発区域内のメイン道路については、道路雨水排水施設を出来る限り設けてまいりたいと考えております。必要な道路の排水構造や設置場所等、市担当課と協議を行ってまいります。</p> <p>衝立状の構造物についても、市担当課との協議を行いながら検討をしてまいりたいと思います。</p> <p>②市担当課との協議を行い「水道みち」の道路舗装等の工事計画が生じた際には、現況の道路との擦りつけ状況を確認したうえで、水が溜まらないような施工を検討してまいります。</p> <p>工事期間中、工事車両等の通行に関しては、工事業者が確定致しましたら、徐行を行い車両の通過により出来る限り水が跳ねないように、指示をしてまいります。</p>
---------------	--	---

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-8	<p>本件開発行為による、自然災害へのリスク対策に関する市民への説明について、次の通り配慮を求めます。</p> <p>1. リスク対策の有効範囲（および限界）の評価可能な指標による提示 リスク対策の有効性について、「法の要求を満足する対策をとる」との説明では、対策が安心できるものか判断ができない。 例えば、調整池の容積であれば『地下への浸透率をXX%、開発地の保水容量をYY㎡とし、河川への放流を毎分YY㎡おこなう場合では、時間当たり45mmの降雨が12時間継続した場合、または、時間当たり78mmの降雨が6時間継続した場合まで対応するように設計されている。』 傾斜面または擁壁の強度であれば、『計測震度7.2の地震に耐える、または、600galの振動の20秒継続、1000galの振動の3秒継続のいずれも耐える強度を保持している。』 といった、説明であれば判断の資料となる。</p>	<p>1. 調整池の容量につきましては、市基準による600㎡/haの対策量を検討させて頂いております。 haあたりの流出係数を0.5と考えており、5年確率で、49mmの雨が2.5時間継続したものと定められております。 但し、開発区域内の排水量及び河川の排水能力を市担当課と協議を行いながら、河川への負担を考慮し調整池からの排水量の調整を協議してまいりたいと思います。 調整池の構造についても、市担当課との協議を行いながら構造計算を検討してまいります。 また、本件の宅地造成に伴い擁壁については、間知擁壁を計画しております。間知擁壁については宅地造成工事規制法に基づいて設計されており、構造計算を、私どもからお出し出来る構造物ではございませんが、土質調査、切盛土による造成計画の検討を行い許可基準に適合をする計画としてまいりたいと考えております。 説明資料につきましては、市担当課との協議を行い、可能な限りの物でご対応をさせて頂ければと思いますが、協議成立までお時間を頂く事になります。 何卒、ご理解を頂ければと思います。</p>

24-1-8	<p>2. 開発の各段階におけるリスクの変化と対策</p> <p>本件開発行為は、樹木の伐採・根起し、大量の切土を伴う。</p> <p>従って、開発の各段階で、地震や豪雨によるリスクは変化すると予想される。</p> <p>開発完了後のリスク対策と効果だけでなく、開発の各段階におけるリスク想定と対策および効果を示していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>2. 本件、工事期間中に起こりうる自然災害等の対策については、工事業者（現状未確定）と調整を行いながら検討を行ってまいりたいと思います。</p> <p>どのような形で、お示しが出来るのか検討をしてまいりたいと思います。</p>
--------	--	--

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-9	<p>近隣住民としてこの開発事業に反対です</p> <p>開発事業は、住宅の需要がある限り止むをえないものでしょう。しかしこの自然にめぐまれたこの地域に、山を削ってまでの大規模開発は本当に必要でしょうか。</p> <p>私たち住民には、良好な環境で静かに生活する権利があります。騒音、工事車両の通行など開発による弊害がもたらされることによって、この私たち住民の有する権利が大きく侵害されます。</p> <p>住民感情としては中止あるいは大幅な規模縮小を希望しています</p> <p>御社側にも所有した土地を自由にする権利があることは当然理解はしています。</p> <p>ただそれ以前に地域に根ざした住民の心情というものを念頭において頂きたいと思います。</p>	<p>本開発事業につきましては、ご意見にも含まれている通り、既に土地を購入いたしている状態です。また、弊社は主に戸建て事業を行っており、規模の縮小等は大変厳しいこととなります。</p> <p>公園を市の所有地の山側へ設置する事により、連続した緑化が形成されるように出来る限りの計画を講じたいと考えております。また、各宅地内へ25%以上の緑化計画を行い周辺環境に出来る限り調和する計画を検討してまいります。</p> <p>本開発事業におきましては、現状での基本計画で進めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、工事期間中は騒音等のご迷惑をお掛けいたしますが、細心の注意を払いながら工事に当たってまいりますので、何卒ご理解を頂ければと思います。</p>

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面西側、公園及び4棟分の盛土には反対です。 <p>地質調査を行い、少なくとも10ヵ所以上を固い地盤まで、どの位の深さで達するのか、結果と工法を公表して下さい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土質調査を行います。 <p>採取箇所につきましては、今後検討を行ってまいりたいと思います。</p> <p>土質調査報告書につきましては、公表させて頂く事は可能ですので、結果ができましたらお知らせさせて頂きたいと思います。</p> <p>擁壁については、土質調査結果に基づきながら、支持層の確認を行い計画してまいります。また、必要に応じて地盤改良等の措置を講じてまいります。</p> <p>盛土を行うことにより、現況が谷戸になっている部分を平らにする事により、雨水排水が流下しない様にいたします。盛土については、段切等の措置を講じて、市担当課との安全性の協議を行ってまいります。</p>

<p>24-1-10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地No.22、29の北側斜面に接する部分とNo.23、24等擁壁面の水はどこへ流されるのか知りたいです。工事に関係ない部分かもしれないが北側斜面（鎌倉市管理）は申出てはいるが保全の為の伐採はされず下に完全な側溝もなく、生活に必要な通路は少しの雨で水路に変わる現状で、震度6、7の地震の事や温暖化で著るしく変化している。風や雨の量を考えると盛土で囲まれる事は昭和30年代の崩れがあった場所として心して欲しいし、この6月22日にも倒木があったところです。 ・ 壁面排水穴から受けるだけのU字溝であれば17cm幅で良いだろうが水は低地に浸透され流れるのです。盛土壁面、斜面からの全部の水は谷戸に流れ出てくるのです。谷戸に住む者にとっての負担なのです。 ・ 大きな容量のU字溝の設置を望みます。その管理等はどうするのか教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地No.22、23、29の一部の擁壁面の雨水については、擁壁下のU字溝を設置し、市水路敷きに新たに設けるU字溝へ流す計画といたします。宅地No.5～8の擁壁部の雨水については、市水路へ直接排水と考えております。市水路からの雨水排水経路といたしましては、宅地No.5と6の間の空地を経由し、開発区域内の新設道路内に布設する雨水本管へ接続する計画を検討しております。他、宅地内の新設擁壁面の雨水排水については、擁壁下にU字溝の設置を行い、各宅地内から新設道路内の雨水本管への接続を計画しております。道路際については、新設道路へ布設する雨水排水施設に流れ込み、新設道路内の雨水本管へ接続する計画を検討しております。 ・ 造成を行うことにより、今までの開発区域内の雨水排水については、道路内の雨水本管へ流入してまいります。擁壁下の雨水排水処理については、U字溝の設置を行い集水いたします。U字溝の幅は、市担当課と協議を行います。 ・ 設置を行うU字溝については、上記の通り市担当課と、頂いたご意見も踏まえ協議を行ってまいりたいと思います。市水路敷き内に新たに設置するU字溝については、市の管理となります。
----------------	--	---

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面西側、公園及び4棟分の盛土には反対です。 地質調査を行い、少なくとも10ヵ所以上を固い地盤まで、どの位の深さで達するのか、結果と工法を公表して下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土質調査を行います。 採取箇所につきましては、今後検討を行ってまいりたいと思います。 土質調査報告書につきましては、公表させて頂く事は可能ですので、結果ができましたらお知らせさせて頂きたいと思います。 擁壁については、土質調査結果に基づきながら、支持層の確認を行い計画してまいります。また、必要に応じて地盤改良等の措置を講じてまいります。 盛土を行うことにより、現況が谷戸になっている部分を平らにする事により、雨水排水が流下しない様いたします。盛土については、段切等の措置を講じて、市担当課との安全性の協議を行ってまいります。

<p>24-1-10</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地No.2 2、2 9の北側斜面に接する部分とNo.2 3、2 4等擁壁面の水はどこへ流されるのか知りたいです。工事に関係ない部分かもしれないが北側斜面（鎌倉市管理）は申出てはいるが保全の為の伐採はされず下に完全な側溝もなく、生活に必要な通路は少しの雨で水路に変わる現状で、震度6、7の地震の事や温暖化で著るしく変化している。風や雨の量を考えると盛土で囲まれる事は昭和30年代の崩れがあった場所として心して欲しいし、この6月22日にも倒木があったところです。 ・ 壁面排水穴から受けるだけのU字溝であれば17cm幅で良いだろうが水は低地に浸透され流れるのです。盛土壁面、斜面からの全部の水は谷戸に流れ出てくるのです。谷戸に住む者にとっての負担なのです。 ・ 大きな容量のU字溝の設置を望みます。その管理等はどうするのか教えて下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地No.2 2、2 3、2 9の一部の擁壁面の雨水については、擁壁下のU字溝を設置し、市水路敷きに新たに設けるU字溝へ流す計画といたします。宅地No.5～8の擁壁部の雨水については、市水路へ直接排水と考えております。市水路からの雨水排水経路といたしましては、宅地No.5と6の間の空地下を經由し、開発区域内の新設道路内に布設する雨水本管へ接続する計画を検討しております。他、宅地内の新設擁壁面の雨水排水については、擁壁下にU字溝の設置を行い、各宅地内から新設道路内の雨水本管への接続を計画しております。道路際については、新設道路へ布設する雨水排水施設に流れ込み、新設道路内の雨水本管へ接続する計画を検討しております。 ・ 造成を行うことにより、今までの開発区域内の雨水排水については、道路内の雨水本管へ流入してまいります。擁壁下の雨水排水処理については、U字溝の設置を行い集水いたします。U字溝の幅は、市担当課と協議を行います。 ・ 設置を行うU字溝については、上記の通り市担当課と、頂いたご意見も踏まえ協議を行ってまいりたいと思います。市水路敷き内に新たに設置するU字溝については、市の管理となります。
----------------	---	---

意見書 番号	意見書の内容	意見書に対する見解
24-1-11	<ul style="list-style-type: none"> ・景観上、さらにオーバーフロー時（調整池）の被害リスクの軽減のために予定地のNo.1、No.2付近に調整池を変更することを強く要望します。 （既存の家の上の位置に新たに調整池を作られることで、景観上の悪化、臭い、害虫の発生が予想され、また、調整池がオーバーフローした（崩壊した際も含む）際に、もろに水をかぶるリスクを軽減するため） ・降水量と調整池の容量との関係を数値でわかりやすく説明してほしい。 ・過去に水害・土砂災害を受けた地域であるため、調整池を2箇所分散する等の被害のリスクを最小限におさえる工夫を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画の調整池の位置につきましては、事業区域内の雨水集水を行うことを前提としており、事業区域内の低い箇所へ設置を行う事により雨水流出抑制をいたします。宅地No.1、No.2へ計画することは、調整池の機能を考えますと厳しく、現状での基本計画で進めてまいりたいと考えております。 計画をしております、調整池は水深3.2m程度、余裕高を1.5m程度の計画をいたしております。 何卒、ご理解を頂ければと思います。 ・調整池の容量につきましては、市基準による600m³/haの対策量を検討させて頂いております。 haあたりの流出係数を0.5と考えており、5年確率で、49mmの雨が2.5時間継続したものと定められております。 但し、開発区域内の排水量及び河川の排水能力を市担当課と協議を行いながら、河川への負担を考慮し調整池からの排水量の調整を協議してまいりたいと思います。 ・調整池については、前述でもあるように事業区域内の低い箇所への設置を要するため、2箇所に分散する等の措置を講じることが大変厳しく、現状での計画で進めさせて頂きたいと考えております。 何卒、ご理解を頂ければと思います。

<p>24-1-11</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調整池自体の安全性（耐震を含めた）を提出してほしい。 ・大雨で道路が川にならないような排水設備の対策をしてほしい。 ・道路（特に車道）・水路の一方所集中型の構想の見直しを要望します。（既存の三貴園への車道の利用などを含めて検討を） ・解体工事に伴う、日程、車両のルート等の詳細を周辺住民へ提示する説明会の開催を要望します。 ・工事の詳細については、事前説明会を開催し、工事の施工にあたっては周辺住民の意見反映を充分行うよう要望します。 ・搬出土量をおさえ、工事車両等の削減をはかってほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市担当課と構造の協議を行ってまいります。協議が完了いたしましたら、ご提示させて頂きたいと思います。 ・市担当課と協議を行い、道路排水施設の設置個所の検討を行ってまいりたいと思います。 ・元三貴園への既存の車道の利用につきましては、市の基準に合わないため、利用をすることが出来ない道路となります。 調整池から水路の排水取付位置につきましては、市担当課との協議を行いながら検討をしてまいります。 何卒ご理解を頂ければと思います。 ・既に着手しております、解体工事及び移築工事についての説明会の開催の予定は現状で考えておりません。 何卒ご理解を頂ければと思います。 ・工事着手前には、工事の説明会の開催を行います。頂いたご意見について出来る事と出来ない事はございますが、出来る事につきましては、ご対応させて頂きたいと思います。 ・搬出土量については、現状での基本計画で進めてまいりたいと考えております。工事車両につきましては、使用可能な工事車両にもよってまいりますので、工事業者が確定いたしましたら、工事車両の削減が可能か否かも含めて検討をしてまいりたいと思います。
----------------	---	--

<p>24-1-11</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中、工事後の災害（水害、土砂、交通事故等）が発生した際の責任の所在を明確にしてほしい。 ・定期的な説明会を開催し、工事進行状況（説明）、工事にもなう問題点等について周辺住民の意見反映の場を設定してほしい。さらに対応を要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事業者が確定致しましたら、工事に起因した内容の損害補償等について、工事業者と調整を行い内容の検討を行ってまいりたいと思います。 ・作業計画、進行状況に合せた形での説明会等については、その都度しかるべき対応を町内会様との調整を図りながら考えていきたいと思っています。
----------------	--	---

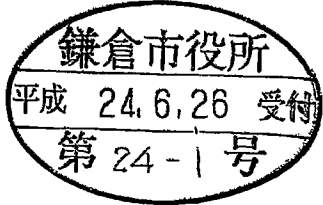
大規模・中規模開発事業意見書

意見書番号

24-1-1

平成 24 年 6 月 26 日

(宛先) 鎌倉市長



提出者

住所

氏名 打越町内会長

電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市笛田五丁目 1988 番 1 の一部ほか 13 筆
事業者氏名	株式会社カサハラ企画 代表取締役 笠原 秀正
<p>○意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の計画や作業の進行状況に合わせながら、必要に応じた説明会を開催されることを要望します。また、町内会等から声が上がった場合には説明会を開催することを要望します。 ・ 予定されている公園の位置が住民の死角になります。利用者の保安の観点、子どもの健全育成の観点、また、災害時の活用の観点から、開発区域の入り口近くに配置することを要望します。 ・ 公園の遊具の選定およびその配置については、町内会・子ども会の意見を取り入れることで、市担当課と調整されることを要望します。 ・ 町内会自主防災備蓄倉庫用地の提供を切望します。 ・ 町内会用広報板の設置を要望します。 ・ 安全対策および防犯対策のための街灯の設置を要望します。 ・ 安全確保のため、出入り口等にカーブミラーを設置することを要望します。 ・ ごみ置場 (クリーンステーション) の設置数を 3 か所ほどに増やすことを要望します。 ・ テレビ放送の電波障害が発生した場合には、トラブル防止に向けて適切な対応を図ることを要望します。 ・ 生活道路・電線の確保等については、関係住民と十分な協議・調整を図られ、関係住民の日常生活に支障をきたさないようにされたい。 ・ 祭礼等行事の遂行に支障をきたさないよう、工事のスケジュールを組まれたい。 ・ 開発にあたっては、周辺環境との調和した景観に配慮されることを要望します。 ・ 工事車両の通行に当たっては、安全確保のために万全の対応を図ること。特に児童生徒らの通学時間帯における安全対策に万全の対応を図ること。 ・ 周辺住民および通行車両の通行に支障をきたさないこと。 	

- ・安全確保、また、交通渋滞を起こさないために、周辺道路などで工事車両の駐車や待機はしないこと。
- ・ガードマンの配置や工事車両の通行経路などの安全対策については住民へ計画を出すなど情報提供を行うとともに住民の声を取り入れること。
- ・静穏な生活環境の確保のため、十分に配慮すること。日祭日の作業は行わないことを要望します。土曜日については基本的に静穏を害する作業は行わないことを要望します。
- ・騒音、振動、土ぼこりの発生等周辺環境に影響を与える機械の使用に当たっての作業時間は準備から掃除・後片付けを含め、9時～17時とすることを要望します。
- ・騒音、振動、土ぼこり等の発生により、周辺住民等からの苦情を発生させないように十分な配慮をされること。また、苦情が発生した場合には、誠意をもって対応すること。
- ・工事または工事車両等の振動により、家屋、構造物等に被害が出る可能性がある区域については希望者に対し、事前の現況調査を実施することを要望します。また、被害があった場合は誠実に補償すること。
- ・工事中の散水や雨水等から生じた排水については、下流の住宅等に迷惑にならないようにすること。
- ・本工事に起因する河川等への増水によって、周辺住宅へ浸水等の被害を発生させないようにすること。
- ・雨水の排水対策については、大雨や突風も考慮に含め、洪水や土砂崩れ等の災害を発生させないように万全の対応を図ること。

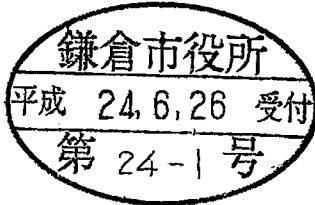
大規模・中規模開発事業意見書

意見書番号

24-1-2

24年6月26日

(宛先) 鎌倉市長



提出者

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

電話 [Redacted]

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市 笛田五丁目 1988 番 1 の一部ほか 13 筆
事業者氏名	株式会社カサハラ企画代表取締役 笠原 秀 正

○意見の内容(※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

1. 元三貴園登り口私道について

立石橋から元三貴園へ至る道路は入り口側より一部が私道([Redacted] 所有)、公道(一部)、私道(カサハラ企画)という形態であり、住宅地脇の公道を利用する通行人が私道([Redacted])を使用し通行しているのが現状です。この問題を解決するため、市側へ対応を求めたところ、「今後、開発等がある場合において開発計画に合わせ協議したい」との回答があった。このことから、市道路整備を含めた対応方を要請します。

* (都市整備部道水路管理課 平成16年3月4日土地境界査定結果通知、道路整備課改良維持担当係長以下2名 平成16年7月8日現地9時立会い)

* (道路使用承諾書、平成21年9月30日 [Redacted])

2. 元三貴園私道の排水路(側溝)の整備について

現在、排水路が破損し、また、全般的に土砂で埋まっている現況です。このため、樹木の枯れ葉、塵あい等が降雨時に坂道の道路上を流れおち、立石橋交差点から水道路下方へ流れ雨上がりには門前にゴミがたまり、降雨後は道路の清掃を行っているのが状況です。水道路下方の排水口は枯れ葉等のゴミでふさがり雨水が溜り強雨時には道路冠水となり、歩行者(学童含む)の妨げとなっていますので排水路の改修整備を切望します。

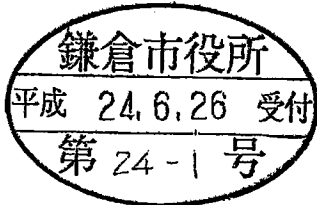
3. 立石橋交差点の交通安全対策について

開発にあたり立石橋交差点の水道路(一部)が拡幅(6m)されますが、交差点から下方向への道路は従来の狭隘道路幅員となり交通事故(車両、工作物等)

の発生が危惧されます。現況の通行状況においても、県道から流れる車両の通行量も多くトラブルが発生しています。このため、幅員変更「路上障害物に接近」を車両の運転者に知らせるための標識（反射鏡）並びにガードレールを設置し安全に通行（特に夜間）できる道路形態にさせていただくよう切望します。

平成24年6月26日

(あて先) 鎌倉市長



住所 [Redacted]

提出者 氏名 [Redacted]

電話 [Redacted]

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市笛田五丁目 1988 番 1 の一部ほか 13 筆
事業者氏名	株式会社カサハラ企画 代表取締役 笠原 秀正

意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

1 宅地 No5、6、7 及び 8 の石積擁壁に沿った水路が計画されており、その流末として市の水路への繋ぎが予定されていますが、現状ではその繋ぎ部分と思われる約 20m の間は水路がなく、崖下の岩の上あるいは路面を水が流れている状況です。宅地開発により従前以上に水量が増えることと考え併せ、この間の水路の設置を要望します。

さらに、大雨の際、開発地域内の谷間を盛土する計画地域と周辺から流れ出る水量はかなりの量であるため、極力、幅のある水路の設置を要望します。

2 今年7月に三貴園家屋の解体が予定されていると聞いています。当家屋から直線距離で約 70mほど離れた自宅では庭を利用して僅かながらトマト、イチゴ、ブドウを栽培しておりますが、毎年、アライグマ、ハクビシンの被害に遭い、市役所から借りた捕獲檻でのこれらの捕獲数は、過去6年間で10匹程となっています。これらが辿ってくる道は、足跡から推測し永年空家であった当家屋からと考えています。あいにく付近にはこの他に空家があり、三貴園家屋の解体でこれらが移り住むことも十分見込まれますので、事前にこれらの徹底した捕獲を要望します。

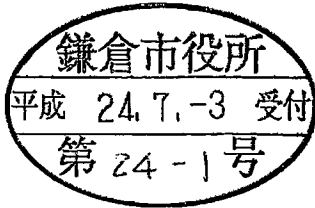
大規模・中規模開発事業意見書

意見書番号

24-1-4

24 年 7 月 1 日

(宛先) 鎌倉市長



住所.....
提出者 氏名.....
電話.....)

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市笛田 5 丁目 1988-1 他
事業者氏名	株式会社カサハラ企画

○意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

事業者が市に提出した大規模開発事業基本事項届出書の中の「環境及び景観に関する調査報告書」には、

動物について、「貴重種の生息及び重要種の生息の可能性は低いと考えられる。以上から特段の措置は講じる予定はありません」と記載され、

植物について、「調査段階では、貴重な植物は確認できていません」と記載されています。

貴重種、重要種でなくても、小鳥等の普通の動物が生息できる環境は大切であり、できるだけ樹木は残していただきたいと思います。

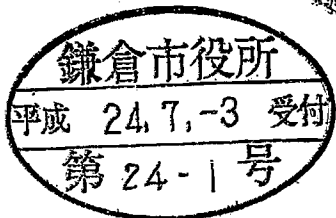
植物は、貴重な植物でない普通の樹木も大切です。これだけ大きい森は貴重なので、できるだけ残していただきたいと考えます。

生態系について、「宅地内緑化、既存緑地付近への公園設置を行い、生態系維持の計画を講じます」と記載されています。

現存する樹木をすべて伐採して、宅地内緑化 25%以上にしても、生態系は維持できないと思います。どのようにして生態系維持するのか、具体的な計画を示してください。

24年7月2日

(あて先) 鎌倉市長



住所 [Redacted]

提出者 氏名 [Redacted]

電話 [Redacted]

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。]

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市 篠田5丁目1988番1の一部(約1/3)筆
事業者氏名	(株)カサハラ企画

意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

① 三農園跡地開発に伴い、約50年以上生活道として使用していた道が宅地計画図の5番宅地になる計画です。元地主と売り先の [Redacted] との間に取り交わした、道路掘削承諾書をいただいております。生活道として使用する承諾を仰いでいます。路上で足跡難通路は何通りかあると安全です。6/23(エ)に(株)カサハラ企画さんと協議し宅地番号5と6番の間に掘削した通路を使用する事になりましたがやはり道路掘削承諾書通り生活道の現状維持が車の入る接道を希望します。

② 宅地計画図 8番宅地左側に設けられた階段ですが、護柵でも通行出来れば、防火上非常に不安です。

鍵のかかたがる肉柱の施行と車止めの設置をお願いします。

又、8.22.23番宅地に隣接する宅地側の道路には

ガードレールの設置をお願いします。

宅地計画図 8.23番の隣接する宅地の擁壁は6.3(E)

(株)カサハラ企画さんに確認したところ3m位の計画と伺いました。

隣接する宅地に近く、又高すぎます。

擁壁は崩壊しないとは思いますが、防火上2m位の高さなら

安心出来ますので、擁壁は2m位でお願いします。

3/4

大規模・中規模開発事業意見書

意見書番号 24-1-5

24年7月2日

(あて先) 鎌倉市長

住所 [Redacted]

提出者 氏名 [Redacted]

電話 [Redacted]

[法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。]

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番 鎌倉市 筈田5丁目1988番1の一部ほか13筆

事業者氏名 (株)カサハラ企画

意見の内容(※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

- ③ 宅地計画図の8番宅地には現在消火栓がありましたが消火栓に行く途中にバリケードが設けられ使用不能になっています。使用出来る様、早期の改善をお願いします。又、隣接する住居にそごうに備え現在ある位置に消火栓をお願いします。
- ④ 計画地内の公園について奥まぎで住民の目が届かず不良の溜り場になる可能性があります。公園の擁壁上部は急斜面地で何年か前に台風でガケくずれが発生しています。法面施行を行なう様ですが子供達が遊ばない。とて不審です。もっと通り面した場所に公園を作して下さい。

4/4

24年7月2日

(あて先) 鎌倉市長

住所

提出者 氏名

電話

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番

鎌倉市 筈田5丁目1988番1の一部ほか13筆

事業者氏名

(株)カサハラ企画

意見の内容(※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

- ⑤ 調整池について毎時何mmの雨量があつたら調整池が満杯になるのでしょうか? この数年の傾向としてかなりゲリラ豪雨が降つていま、もと余存のある調整池を設置して下さい。
- ⑥ 作業日程に関して、月曜日～金曜日の作業を希望します。休みは土、日、祝祭日、正月、お盆の作業はしないで下さい。作業時間は9:00～17:30頃でお願いします。
- ⑦ 開発区域内の22、23番に隣接する宅地は大雨が降つた場合かなりの地下水(湧き水)が出ます、隣接する宅地は開発区域より下側になるので十分な地下水(湧き水)、雨水の処理をお願いします。

大規模・中規模開発事業意見書

意見書番号

24-1-6

24年7月4日

(宛先) 鎌倉市長



提出者

住所

氏名

電話

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市笛田5丁目1988-1他
事業者氏名	株式会社カサハラ企画

○意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

開発による地形変更と樹木伐採により、今まで樹木で保水されていた雨水が、保水されなくなった場合、雨水の流れがどのように変わるか、十分事前検討してください。
擁壁上に降った雨と擁壁水抜き穴からの絞り水は、当方の土地の擁壁下の側溝を通して排水されています。この排水量が現状より増えて、現状の側溝による排水では十分でなくなるような場合は、対策処置をとってください。

大規模・中規模開発事業意見書

意見書番号

24-1-7

24年7月6日

(宛先) 鎌倉市長



提出者

住所

氏名

電話

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市 苗田五丁目1988番1の一部ほか13筆
事業者氏名	株式会社 カサハラ企画 代表取締役 笠原秀正

○意見の内容(※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

別紙のとおり

事業区域の雨水を排水する計画ポイントの水路(以下「A」という)の
およびの2項道路(以下「B」という)ならびにBの南側に隣接する
水路(以下「C」という)を

意見内容

- 1.Aは、俗称「水道みち」から4メートル以上の落差があるため、事業区域からの排水の音が騒がしくならない措置を施して欲しい。
- 2.①Aの上流部のほうが川幅・水深があります。Aが狭隘であるため、現在でも冠水一歩手前まで増水しております。事業計画の雨水または土管などにより、雨水の流れが悪くなったり、水量そのものが増えることで、冠水することがないように措置を施して欲しい。
②Cについても、大雨の場合は冠水一歩手前となっております。
Aの水嵩が増すことで、Cの流れが悪くなると推量します。
BおよびBに隣接する住宅敷地が冠水することのないように措置を施して欲しい
- 3.①事業区域のメイン道路がAに向って傾斜していることから、雨水が俗称「水道みち」を超えて流れ込まないかを心配しております。側溝や雨水拵の設置を検討されていることと存じますが、枯葉等により機能しなくなることも想定されるため、水道みちの水路側に衝立状のものを設置するなどの措置を施して欲しい。衝立状のものは現在もありますが現状より高くなればなお良いと存じます。
②俗称「水道みち」に水溜りができないようにして欲しい。
との高低差から、水溜りの水が車両の通過により跳ねてくると困ります。
事業区域の問題ではないと存じますが、工事期間中の配慮をお願いしたい。
また、俗称「水道みち」に何らかの工事を行なう場合は、この対応措置をお願いしたい。

以上

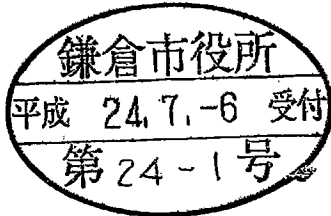
大規模・中規模開発事業意見書

意見書番号

24-1-8

平成 24 年 7 月 日

(宛先) 鎌倉市長



提出者

住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

電話 [Redacted]

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市 笛田五丁目 1988 番 1 の一部ほか 13 筆
事業者氏名	株式会社カサハラ企画 代表取締役笠原秀正

○意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

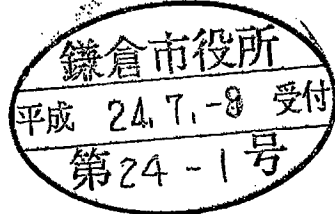
本件開発行為による、自然災害へのリスク対策に関する市民への説明について、次の通り配慮を求めます。

1. リスク対策の有効範囲 (および限界) の評価可能な指標による提示
 リスク対策の有効性について、「法の要求を満足する対策をとる」との説明では、対策が安心できるものか判断ができない。
 例えば、調整池の容積であれば、『地下への浸透率を XX%、開発地の保水容量を YYm³とし、河川への放流を毎分 YYm³おこなう場合では、時間当たり 45mm の降雨が 12 時間継続した場合、または、時間当たり 78mm の降雨が 6 時間継続した場合まで対応するよう設計されている。』
 傾斜面または擁壁の強度であれば、『計測震度 7.2 の地震に耐える、または、600gal の振動の 20 秒継続、1000gal の振動の 3 秒継続のいずれにも耐える強度を保持している。』
 といった、説明であれば判断の資料となる。
2. 開発の各段階におけるリスクの変化と対策
 本件開発行為は、樹木の伐採・根起し、大量の切土を伴う。
 従って、開発の各段階で、地震や豪雨によるリスクは変化すると予想される。
 開発完成後のリスク対策と効果だけでなく、開発の各段階におけるリスク想定と対策および効果を示していただきたい。

以上

平成 24 年 7 月 5 日

(宛先) 鎌倉市長



提出者

住所

氏名

電話

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市 苗田五丁目 1988 番 1 の一部ほか 13 筆
事業者氏名	代表取締役 笠原 秀正

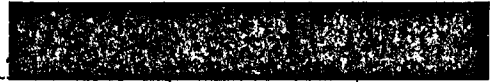
○意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

近隣住民として この開発事業に反対です
 開発事業は、住宅の需要がある限り 止めを云いもの
 でしょう。しかしこの自然にめぐられたこの地域に、山を削って
 手ごの大规模開発は 本当に必要でしょうか。
 私たち住民には、良好な環境で 静かに生活する権利が
 あります。騒音、工事車両の通行など 開発による弊害が
 もたらされることにより、この私たち住民の 有る権利が
 大きく侵害されます。
 住民感情としては 中止あるいは大幅な規模縮小を
 希望しています
 御社側にも所有した土地を自由に する権利が
 あることは当然 理解はしています。
 たゞ それ以前に 地域に根ざした 住民の
 心情というものを 念頭に おいて頂きたい と思ひます。

平成24年7月7日

(あて先) 鎌倉市長

住所



提出者 氏名

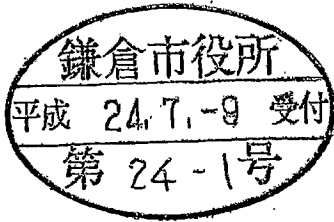
氏名



電話



〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕



次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市 笛田五丁目1988番1の一部ほか13番
事業者氏名	(株)カカウ企画 笠原 秀正

意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。)

- 西側、公園及び4棟分の盛土には反対です。地質調査を行い、少なくとも10ヶ所以上を硬い地盤まで、どの位の深さで達するのか、結果と工法を公表して下さい。
- 宅地No.22,29の北側斜面に接する部分とNo.23,24等擁壁面の水はどこへ流されるのか知りたいです。工事に関係ない部分かもしれながら北側斜面(鎌倉市管理)は申出てはいるが保金の為の伐採はされず下に完全な側溝もなく、生活に必要な通路は少い雨で水路が変化する現状で、震度6.7の地震の事や温暖化で著しく変化している風や雨の量を考えると盛土で囲まれる事は昭和30年代の崩れがあった場所として心して欲しい。この6月22日にも倒木があったと云うです。
- 壁面排水穴から受けるだけのU字溝であれば17cm幅で良いだろうが水は低地に浸透され、流れるのです。盛土壁面、斜面からの全部の水は谷戸に流れ出てくるのです。谷戸に住む者にとつての負担なのです。
- 大きな容量のU字溝の設置を望みます。その管理等はどうするか教えて下さい。

2012年7月9日

(宛先) 鎌倉市長



提出者

住所

氏名

電話

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。)

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市 笹田五丁目1988番1の一部ほか13等
事業者氏名	株式会社カキの企画 代表取締役 笠原孝正

○意見の内容 (※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。) No1

- ・ 景観上、エリアオーバーゾーン(調整地)の被害リスクの軽減のため予定地のNo1, No2付近に調整地を設けることを強く要望します。
(既存の家の上位置に新たに調整地を設けることで、景観の悪化、臭い発生が予想され、特に調整地がオーバーフローした際に、水が溢れ出すリスクを軽減するため) (論議の際含む)
- ・ 降水管と調整地の容量との関係の数値をわかりやすく説明してほしい
- ・ 過去に、水害・土砂災害を受けた地域であるため、調整地を20箇所分散する等の被害のリスクを最小限におさえる工夫を要望します。
- ・ 調整地自体の安全性(対策も含め)を提示してほしい
- ・ 大雨の道路が川に溢れ出すのは、排水設備の対策をほしい
- ・ 道路(特に東道)・水路の一体化集水型の構想の是非を要望します。
(既存の工費への東道の利用の是非も含めて検討を)
- ・ 解体工事の件、自程、車両の出入等の詳細を周辺住民へ提示する説明会の開催を要望します。
- ・ 工事の詳細については、事前説明会を開催し、工事の施工にあたっては、周辺住民の意見反映を行うことが強く要望します。

笠原

大規模・中規模開発事業意見書

意見書番号

24-1-11

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

住所.....

提出者 氏名.....印

電話 ()

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

次のとおり提出します。

事業区域の地名地番	鎌倉市
事業者氏名	

○意見の内容(※事業者に対して述べる意見の内容を記入してください。) No2

- ・ 掘削工量をおよぼし、工事車両等の削減を(おこな)ほしい。
- ・ 工事中、工事後の災害が起きた際の責任の所在を明確にし(おこな) (水害、土砂、交通事故等)
- ・ 定期的な説明会を開催し、工事進行状況、^{工事の進捗}問題点等^の周辺住民の意見及び^の場を設(説明) 置(説明) くに^の対応を^を望(説明) 望(説明) しい。